

ヨ 金融商品取引所持株会社

タ 認可金融商品取引業協会、公益法人金融商品取引業協会及び認定投資者保護団体

レ 信託業（担保付社債に関する信託事業を含む。）又は信託契約代理業を営む者

ソ 貸金業を営む者

ツ 特定金融会社等（金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）第二条第三項に規定する特定金融会社等をいう。）

ネ 特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者（それぞれ資産の流動化に関する法律（平成十年法律第三百五号）第二条第三項、第二百八条第一項及び第二百二十四条に規定する特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者をいう。）

ナ 不動産特定共同事業を営む者

ラ 確定拠出年金運営管理業を営む者

第四条第三号ムからケまでを削り、同条第十六号中「証券取引法（昭和二十二年法律第二十五号）」を

「金融商品取引法」に改め、同条第二十二号の二中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同条第

二十三号中「証券取引及び金融先物取引」を「金融商品取引」に改める。

第八条中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、「外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）」及び「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）」を削る。

第二十条第一項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、「外国証券業者に関する法律」及び「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、金融先物取引法」を削り、「検査」の下に「報告若しくは資料の提出の命令、質問若しくは意見の徴取」を加え、「証券取引若しくは金融先物取引」を「金融商品取引」に改める。

第二十一条中「証券取引若しくは金融先物取引」を「金融商品取引」に改める。

第二十五条第一項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。

第二百十四条 金融庁設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三号夕中「公益法人金融商品取引業協会」を「認定金融商品取引業協会」に改める。

（権限の委任）

第二百十五条 内閣総理大臣は、この法律の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

（処分等の効力）

第二百十六条 この法律の施行前にした旧外国証券業者法、旧証券投資顧問業法、旧抵当証券業規制法、旧金融先物取引法若しくは旧商品投資事業規制法又はこれらに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新金融商品取引法の規定に相当の規定があるものは、この法律に別段の定めがあるものを除き、新金融商品取引法の相当の規定によつてしたものとみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第二百十七条 この法律（附則各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令等への委任）

第二百十八条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

2 第一条の規定による金融先物取引法の廃止に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

附 則

この法律は、平成十八年証券取引法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二百二十七条中公認会計士法第四条第二号の改正規定（「若しくは第九十八条」を「から第九十八条まで」に改める部分に限る。）、第二百二十八条第一項の規定、第二百五条中会社法第三百三十一条第一項第三号の改正規定（「第九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項、第九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号」を「第九十七条、第九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号、第九十八条第八号」に改める部分に限る。）、第二百六条第一項の規定及び第二百十三条中金融庁設置法第二十条第一項の改正規定（「検査」の下に「報告若しくは資料の提出の命令、質問若しくは意見の徴取」を加える部分に限る。） 平成十八年

証券取引法改正法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日

二 第七百七十八条中組織的犯罪処罰法別表第二第二号の改正規定（「第九十八号第十八号（内部者取引）又は」を削る部分に限る。） 平成十八年証券取引法改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

三 第七百七十八条（組織的犯罪処罰法別表第二第二号の改正規定中「第九十八号第十八号（内部者取引）又は」を削る部分を除く。）の規定 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日又は施行日のいずれか遅い日

四 第二百十四条の規定 平成十八年証券取引法改正法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日